

<参考> インセンティブ制度の見直しにかかる栃木支部の提出意見について(令和3年6月提出)

<評価指標の具体的な見直しの視点>

C : 「指標5 後発医薬品の使用割合」の配点の段階的な引き下げ及び除外

【栃木支部提出意見】

「指標5後発医薬品の使用割合」の指標について、見直しを行うことに異論はない。

D : 「指標1 特定健診等の実施率」及び「指標2 特定保健指導の実施率」における伸び率のウェイトを高める

【栃木支部提出意見】

予防・健康づくりの取組により一層努めるため、「指標1 特定健診等の実施率」及び「指標2 特定保健指導の実施率」の伸び率のウェイトを高めることに異論はないが、今までの実績（実施率）についても一定程度評価されるべき。

<加算減算の効かせ方の具体的な見直しの視点>

H : 減算の対象支部の拡大

【栃木支部提出意見】

減算対象支部の拡大について、インセンティブのインパクトを強める観点やインセンティブに対するモチベーションを考えると、今以上の層に対し効果を及ぼさせる必要はないと考える。

I : 財源とするインセンティブ分保険料率の拡大

【栃木支部提出意見】

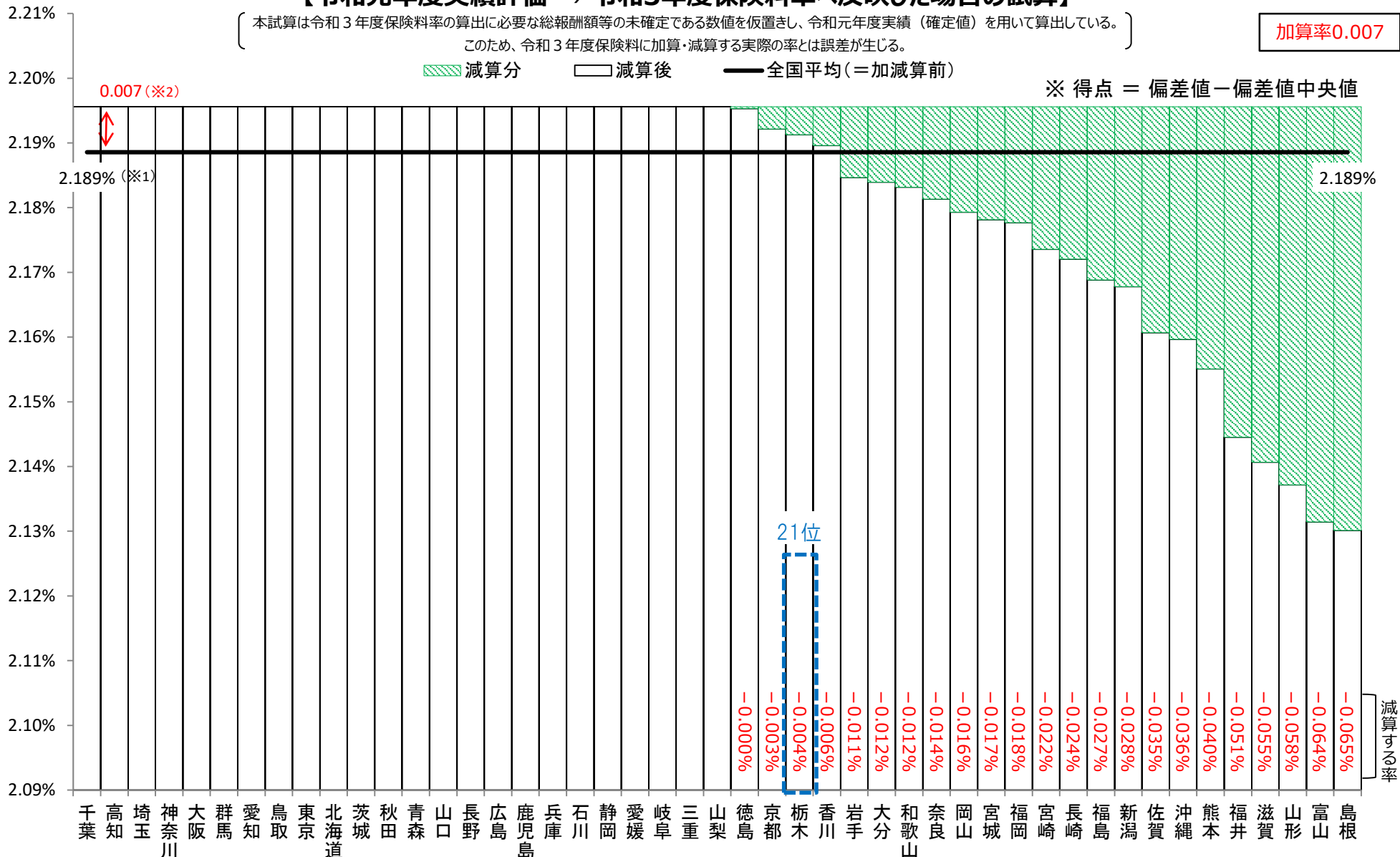
インセンティブのインパクトを強める観点から、財源とするインセンティブ保険料率の引き上げを検討することに異論はないが、引き上げの時期や率について、災害やその他の特別な事情が生じた場合には柔軟に対応すべき。

令和元年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和元年度実績評価 ⇒ 令和3年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔本試算は令和3年度保険料率の算出に必要な総報酬額等の未確定である数値を仮置きし、令和元年度実績（確定値）を用いて算出している。〕
 このため、令和3年度保険料に加算・減算する実際の率とは誤差が生じる。

加算率0.007



※1 2.189%とは、令和元年度決算における総報酬額及び後期高齢者支援金の額を基に仮に算出した後期高齢者支援金の料率である。

※2 令和3年度保険料率に盛り込むインセンティブ分保険料率（0.007%）は、令和元年度総報酬額の実績に0.007%を乗じて令和3年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本試算においては、計算のためのデータがないため、0.007%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）